

次期福岡県自転車活用推進計画で展開する施策（案）（概要）

注) アンダーラインは自転車活用推進計画において新たに位置付ける施策**【目標1】自転車を快適に利用できるまちづくり****1 自転車通行空間の整備促進**

- (1) 自転車の利用のための総合的な計画の策定促進
 - ・ 市町村「自転車ネットワーク計画」策定支援
 - ・ 市町村「自転車活用推進計画」策定支援
- (2) 自転車通行空間の整備促進
 - ・ 自動車と自転車の通行空間の分離（自転車道、自転車専用通行帯等）
 - ・ 自転車通行空間の明確化（分離工作物、路面表示等）
 - ・ 自転車と歩行者の分離（広幅員歩道の自転車道と歩道への再配分等）
 - ・ 広域的な自転車通行空間の整備、案内看板や距離標等の設置
 - ・ 福岡県広域サイクリングルートの安全対策、案内表示の整備（矢羽根型路面表示、案内看板等）

2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化

- (1) 自転車通行空間の確保
 - ・ 路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの整備
 - ・ 自転車横断帯の撤去
 - ・ 無電柱化の推進
 - ・ 歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定に合わせた自転車通行空間の整備
 - ・ バス停留所設置時のバス乗降場の設置
- (2) 違法駐車取締り強化
 - ・ 駐車監視員の活動重点路線への指定（自転車道や自転車専用通行帯が設置されている道路）
 - ・ 自転車の通行が多い路線や自転車事故が多いところの重点的な違法駐車取締り

3 放置自転車対策の推進

- (1) 放置自転車をなくす広報啓発
 - ・ 高校生、大学生に対する駐輪場利用の教育啓発
 - ・ 自転車通勤者に対する駐輪場利用の広報啓発
 - ・ 外国人に対する日本の自転車交通ルールの周知
- (2) 駐輪場の整備促進
 - ・ 駐輪場の整備への支援
 - ・ 鉄道事業者に対する駐輪場設置時の協力依頼

4 シェアサイクル等の普及促進

- ・ 市町村とシェアサイクル事業者等との連携促進
- ・ シェアサイクルポートの設置促進、シェアサイクル等の情報発信
- ・ 地球温暖化対策の観点からの自転車利用促進の広報啓発

【目標2】自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進**5 サイクルスポーツの普及促進**

- ・ 「ツール・ド・九州」によるサイクルスポーツの魅力発信と地域の活性化
- ・ サイクルイベントの開催
- ・ BMX等の自転車競技の魅力紹介
- ・ 様々な自転車の展示や試乗等による自転車の魅力に触れる機会の提供

6 自転車による運動機会の提供

- ・ 自転車通勤の推進
- ・ 「ふくおか健康ポイントアプリ」の活用（自転車による運動の記録やサイクルイベントへの参加をポイント対象）
- ・ サイクルイベントの開催（再掲）
- ・ 様々な自転車の展示や試乗等による自転車の魅力に触れる機会の提供（再掲）
- ・ 「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」によるサイクルイベント情報の発信

【目標3】自転車を活用した観光振興と地域の活性化

7 サイクルツーリズムの促進

- ・ 「福岡サイクルステーション」の整備
- ・ 「サイクリストに優しい宿」の整備
- ・ サイクリング拠点（ゲートウェイ）の整備
- ・ 福岡県広域サイクリングルートの安全対策、案内表示の整備（矢羽根型路面表示、案内看板等）（再掲）
- ・ 広域的な自転車通行空間の整備、案内看板や距離標等の設置（再掲）
- ・ 「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」による課題抽出と課題解決に向けた協議
- ・ 効果的な情報発信と民間企業等による旅行商品の造成促進
- ・ 「九州・山口一周ルート」のナショナルサイクルルートの指定に向けた取組
- ・ 周遊型旅行商品「ディスカバー九州」の推進

8 自転車の活用による地域の魅力発信

- ・ 周遊マップによるサイクルツーリズムの魅力発信
- ・ サイクルイベントの開催（再掲）
- ・ 「ツール・ド・九州」によるサイクルスポーツの魅力発信と地域の活性化（再掲）
- ・ 「福岡サイクルステーション」の整備（再掲）
- ・ 効果的な情報発信と民間企業等による旅行商品の造成（再掲）

【目標4】自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

9 安全教育と啓発の推進

(1) 安全教育

- ・ 幅広い世代に対する自転車の安全教育
- ・ 中学校、高等学校における自転車の安全利用意識を高める取組の推進
- ・ 参加・体験・実践型の自転車教室の開催
- ・ 指導者に対する安全教育の実施方法に関する講習会の実施
- ・ 自動車の運転者に対する自転車の安全確保に関する交通安全教育
- ・ 自転車配達員等に対する交通安全教育

(2) 啓発

- ・ 幅広い世代に対する自転車の安全利用の周知
- ・ 外国人に対する自転車の安全利用の周知
- ・ 運転免許証を自主返納した高齢者に対する自転車の安全利用等に関する啓発
- ・ 「ながら運転」の禁止に関する周知
- ・ 自転車配達員等の自転車利用者や自転車を利用させる事業者に対する自転車の安全利用の啓発
- ・ 自転車販売店に対する自転車の交通ルールの周知に関する協力依頼

10 安全安心への備えと交通指導取締り

(1) 安全安心への備え

- ・ 自転車の点検の重要性の啓発
- ・ 中学生、高校生、大学生等の若年層に対する自転車事故の加害者となった場合のリスクの周知
- ・ 県民に対する自転車保険の義務化の周知による加入の徹底
- ・ 自転車販売店に対する自転車保険への加入の周知に関する協力依頼

(2) 交通指導取締り

- ・ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な交通指導取締り
- ・ 「自転車一斉街頭指導日」における啓発活動
- ・ 「県下一斉自転車指導取締り日」における効果的な交通指導取締り
- ・ 悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締り

11 災害時の自転車活用

- ・ 災害対応における職員の移動手段としての自転車の活用の検討
- ・ 災害時における住民の帰宅困難対策等としての自転車利用の有効性に関する啓発